

江戸川区住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、江戸川区住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例（令和 年 月江戸川区条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則で使用する用語の意義は、住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号。以下「法」という。）及び条例で使用する用語の例による。

(住宅宿泊事業者の居住期間)

第三条 条例第六条第三項第一号に規定する規則で定める期間は、三月とする。

(周辺住民等に対する周知)

第四条 条例第七条第一項に規定する周辺住民等の範囲は、次に掲げるものとする。

一 住宅宿泊事業を営もうとする住宅の存する建物の敷地に隣接し、又は近接する敷地（当該住宅の存する建物の敷地境界線から水平距離が十メートル以内に存する敷地（当該住宅の存する建物の敷地に接する道路が、片側一車線（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第七号に規定する車両通行帯のない道路で一方通行でないものをいう。）であるときは、当該十メートル以内に存する敷地から当該道路を挟んで向かい合う敷地（当該道路に接するものに限る。）を含む。）をいう。）に存する建物の居住者

二 住宅宿泊事業を営もうとする住宅が、長屋、共同住宅又は寄宿舎である建物に存する場合は、当該建物の居住者

三 住宅宿泊事業を営もうとする住宅が、二以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）第二条第二項に規定する区分所有者をいう。）が存する建物で人の居住の用に供する専有部分（同条第三項に規定する専有部分をいう。）のあるものである場合においては、当該建物の管理組合又は管理者等（マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）第二条第四号に規定する管理者等をいう。）

四 住宅宿泊事業を営もうとする住宅の存する建物の敷地が、公道に接しない場合で、敷地から公道に至るまでの私道等の水平距離が十メートルを超える場合は、当該私道等に接する敷地に存する建物の居住者

五 前各号に掲げる者のほか、区長が必要と認める者

2 条例第七条第一項に規定する周知は、原則として、説明会を開催し、又は周辺住民等を戸別訪問し、次に掲げる事項を記載した書面を示して説明する方法により行うこととする。ただし、これにより難しい場合は、当該書面を投函する方法その他区長が適切と認める方法により行うことができる。

一 住宅宿泊事業を営もうとする住宅の所在地

二 商号、名称又は氏名

三 住宅宿泊管理業者の商号、名称又は氏名（住宅宿泊管理業務の委託をする場合に限る。）

四 問合せ方法

3 条例第七条第二項に規定する報告は、事前周知内容記録書（別記様式第一号）により行うものとする。

（標識の掲示場所等）

第五条 条例第八条第一項に規定する規則で定める場所は、届出住宅の門扉、玄関等のおおむね地上一・二メートル以上一・八メートル以下で、公衆の認識しやすい位置とする。

2 条例第八条第二項に規定する区が交付する標識の様式は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 届出住宅に係る住宅宿泊管理業務を自ら行う者（次号ア及びイに掲げる者を除く。） 別記様式第二号

二 次に掲げる者 別記様式第三号

ア 法第十一条第一項第二号の国土交通省令・厚生労働省令で定めるときに届出住宅に係る住宅宿泊管理業務を自ら行う者（住宅宿泊管理業者であるものを除く。）

イ 届出住宅に人を宿泊させる間不在となるときに届出住宅に係る住宅宿泊管理業務を自ら行う者（住宅宿泊管理業者であるものに限る。）

ウ 届出住宅に係る住宅宿泊管理業務を住宅宿泊管理業者に委託する者

3 条例第八条第二項に規定する規則で定める場所は、共用玄関、集合郵便受箱その他の届出住宅の存する建物の外部の場所から認識できる場所とする。

（届出の公表等）

第六条 条例第九条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）に規定する公表は、次に掲げる事項を江戸川区ホームページへの掲載その他の適当な手段により行うものとする。

一 届出年月日

二 届出住宅の所在地及び届出番号

三 住宅宿泊管理業者の商号、名称又は氏名及び連絡先（住宅宿泊管理業務の委託をする場合に限る。）

四 緊急連絡先（前条第二項第一号に掲げる者を除く。）

2 届出予定者は、法第三条第一項の届出の際に、届出住宅ごとに、緊急連絡先等届出書（別記様式第四号）により、前項第三号の連絡先及び同項第四号の緊急連絡先を区長に届け出るものとする。

3 住宅宿泊事業者は、前項の届出事項を変更しようとするときはあらかじめ、緊急連絡先等変更届出書（別記様式第五号）により、区長に届け出るものとする。

（違反者の公表）

第七条 条例第十二条に規定する公表は、区長が違反を是正するために必要な措置が講じられたものと認めるまでの間、次に掲げる事項を江戸川区ホームページへの掲載その他の適当な手段により行うものとする。

一 届出住宅の所在地及び届出番号

二 商号、名称又は氏名

三 法第十五条又は法第四十一条第二項の規定による業務改善命令の内容（条例第

十二条第一項の場合に限る。)

(委任)

第八条 この規則の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

付 則

この規則は、令和八年七月一日から施行する。